ロ　昇任させようとする日以前における直近の連続した四回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評語が「良好」の段階以上であること（本号に掲げる官職を占める職員を昇任させる場合にあっては、人事院が定める要件を満たすこと。）。

ハ　（略）

（配置換）

第二十七条　任命権者は、職員を特定幹部職に配置換しようとする場合を除き、人事評価の結果に基づき配置換しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を配置換することができる。ただし、配置換しようとする日以前における直近の能力評価又は業績評価の全体評語が下位又は「不十分」の段階である職員を配置換しようとする場合には、当該職員の人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有するか否かを確認するものとする。

附　則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（削る）

ロ　昇任させようとする日以前における直近の連続した六回の業績評価の全体評語が上位又は中位の段階であること（直近の連続した四回の業績評価のうち一の業績評価の全体評語が上位の段階である場合に限る。）。

ハ　（略）

（配置換）

第二十七条　任命権者は、職員を特定幹部職に配置換しようとする場合を除き、人事評価の結果に基づき配置換しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を配置換することができる。ただし、配置換しようとする日以前における直近の能力評価又は業績評価の全体評語が最下位の段階である職員を配置換しようとする場合には、当該職員の人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有するか否かを確認するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の日から起算して三年間は、改正後の規則八―一二第二十五条（第二号を除く。）、第二十六条第一項及び第二項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定の適用については、第二十五条各号列記以外の部分、第二十六条第一項及び第二十七条中「人事評価の結果」とあるのは「人事評価の結果又はその他の能力の実証」と、同規則第二十五条第一号イ中「能力評価のうち、一の能力評価の」とあるのは「能力評価の」と、「上位の段階であり、かつ、他の能力評価の全体評語が「上位」とあるのは「上位」と、「こと（本省の係長の官職その他の人事院が定める官職に昇任させようとする場合にあっては、この要件に準ずるものとして人事院が定める要件を含む。）」とあるのは「こと」と、同条第三号イ中「直近の連続した二回」とあるのは「直近」と、「こと（第一号に掲げる官職を占める職員をこの号に掲げる官職に昇任させる場合その他人事院が定める場合にあっては、同日以前における直近の連続した三回の能力評価の全体評語がいずれも上位の段階であること。）」とあるのは「こと」と、同号ロ中「昇任させようとする日以前における直近の連続した六回の業績評価の全体評語が上位又は中位の段階であること（直近の連続した四回の業績評価のうち一の業績評価の全体評語が上位の段階である場合に限る。）。」とあるのは「第一号ロに掲げる要件」と、同規則第二十六条第二項中「同条の」とあるのは「同条（附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の」と、同規則第二十八条及び第二十九条第一項中「人事評価の結果」とあるのは「人事評価の結果若しくはその他の能力の実証」とする。

第三条　前条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、人事院が定める。

（削る）